

令和5年度 札幌都心における再生可能エネルギー電力導入拡大手法検討業務 公募型企画競争 提案説明書

この要領は、札幌市が実施する「令和5年度 札幌都心における再生可能エネルギー電力導入拡大手法検討業務」の委託の相手方を選定するためのプロポーザルに関して、必要な事項を定めることを目的とする。当該プロポーザルについては、札幌市契約規則、札幌市物品等又は特定役務の調達事務の特例を定める規則その他関係法令に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

1 業務名

令和5年度 札幌都心における再生可能エネルギー電力導入拡大手法検討業務

2 背景および目的

本市は2020年2月にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までに市域から排出される温室効果ガスを実質ゼロにすることとし、取組を進めている。

札幌都心においては、まちづくりと一体的に展開するエネルギーの取組を位置付けた「都心エネルギープラン」（「都心エネルギーマスタープラン」（平成30年3月策定）および「都心エネルギーアクションプラン」（令和元年12月策定）により構成。以下、「プラン」という。）を策定し、都心の特徴を捉えた取組を進めている。

脱炭素化の実現に向けては、建物の省エネルギー化やエネルギーの効率的な利用に加え、再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）の導入拡大が重要である。

この再エネ導入拡大については、プランにおいても建物の屋上などを利用した太陽光発電設備の導入など、都心部において可能な限り再エネの導入を進めることのほか、エリア外と連携した再エネ電力の利用手法として地域新電力事業の立ち上げを軸に位置付けているが、電力事業に関する国の制度見直しを受け、本市としては地域新電力事業の立ち上げを見合わせ、都心の民間施設への再エネ電力導入拡大について、より効果的な手法を引き続き検討することとした。

一方、本市では札幌都心の開発計画と連動し取組を誘導するための制度として「札幌都心E！まち開発推進制度」（以下、「E！まち制度」という）を令和4年5月より運用開始しており、本市環境局が所管する再エネ電源整備費の補助事業の活用提案なども含

め、制度に伴う協議により再エネ電力導入につながる取組を誘導している。しかしながら、さらなる再エネ電力の導入拡大を図り札幌都心の脱炭素化を推し進めるためには、これまでの取組に加え、民間事業者への効果的かつ多面的な支援・誘導策が必要である。

本業務は、札幌都心において再エネ電力の利用拡大を進めるための課題の把握・分析及び事例調査等を行い、その成果を基に支援・誘導策の具体化に向けた検討を行うものである。

3 業務内容

本業務は、再エネ電力利用の拡大に向けた調査・検討を行い、具体的な支援・誘導策を確立するものである。本業務の検討対象は札幌都心の民間ビルでの再エネ電力利用とし、都心建物の建替えや改修等それぞれについて、オンサイトでの電力利用、オフサイトでの電力利用及びクレジットの活用に対する調査・検討を行う。

なお、調査・検討に際しては本市の施策や地域特性等を勘案した上で実施することとする。具体的な事項については下記の通りとする。

(1) 再エネ電力利用拡大に向けた課題の把握・分析

昨年度の業務成果等も参考に、札幌都心において再エネ電力の利用拡大を実現する上での課題の把握・分析を行う。

なお、札幌都心という地域特性を考慮した上で課題を掘り下げ、技術的課題や法的規制等について広い視点から分析を行うこと。

(課題例：建物への再エネ設備の導入を選択しない要因および既存建物へ再エネ設備を設置する際の建物構造上の課題、オフサイトでの再エネ設備導入に関する送電網容量、発電量と需要量の同時同量を実現するための技術的課題、PPA 事業者の有無 など)

(2) 事例調査

札幌都心で実現可能な誘導策の検討に繋げるため、他自治体の中心市街地における民間ビルでの再エネ電力利用に関して、参考となる先行事例の調査を行う。

1. 中心市街地における再エネ電力利用の事例

(1)で抽出した課題を克服する手法についての情報収集のため、他自治体の中心

市街地における、オンサイトおよびオフサイトでの電力利用による再エネ電力利用の事例を調査する。なお、調査に際しては、不安定な再エネ電力の短所を補うための手法も含め調査すること。調査事例数は6事例以上とする。

2. 中心市街地への再エネ電力利用拡大に関する国や地方公共団体等の誘導策の事例

札幌都心での支援・誘導策の検討材料とするため、公的機関（国や地方公共団体、関連団体等）および金融機関によるオンサイトでの電力利用、オフサイトでの電力利用及びクレジットの活用における民間事業者への情報提供、税制面での支援、規制手法などを含む支援・誘導策の事例を調査する。調査事例数は6事例以上とする。

(3) 支援・誘導策の検討

上記項目で調査した課題や他事例を踏まえた上で、札幌都心の民間ビルにおけるオンサイトでの電力利用、オフサイトでの電力利用及びクレジットを活用した再エネ電力利用拡大に向け、民間事業者への効果的かつ多面的な支援・誘導策について、実現可能な手法を検討する。検討に際しては、E！まち制度との連動についても考慮すること。

(4) 業務報告書の作成

業務成果をまとめた報告書を作成し、札幌市に提出すること。

4 業務規模

6,000千円（消費税および地方消費税10%を含む）を上限額とする。

※ 契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

5 委託期間

契約締結日から令和6年3月25日（月）まで

以下の通り、業務期間中に2回の中間報告を行うこと。

- ・ 令和5年10月末日（業務内容3(1)～3(2)まで）
- ・ 令和6年2月末日（業務内容3(1)～3(3)）

6 成果品

(1) 報告書

- ア A4判製本（図面等 A3判） 3部（可能な限り古紙再生率 100%とする。）
- イ 電子データ 上記報告書の電子データを整理し、電子媒体（CD-R 又は DVD-R）で1組提出（PDF データに加え、Word、Excel、PowerPoint データ等作業可能なデータも提出すること。）

(2) そのほか関連説明資料等 一式

7 参加資格

以下の要件すべてに該当するものに限る。グループ等で応募する場合も構成員全てにかかる要件である。なお、契約の相手方はグループ等の代表社（者）とし、他の構成員は協力会社（者）となる。

- (1) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事更生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)～(5)を満たす必要があることに注意すること。

※ 技術士、一級建築士等の法令等に基づく特別な資格の有無を問わない。

※ 複数者が協力して参加した場合、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

8 企画提案を求める項目

- (1) 本業務に取り組む上での視点等について
本市都心の特徴および本市の施策等を踏まえ、本業務の目的達成に向けた全体的な視点や、特に重要と考えられる点、留意すべき点等について提案すること。
- (2) 再エネ電力利用拡大に向けた課題の把握・分析について
再エネ電力利用の拡大に向けた課題の把握・分析に際し、その手法について提案すること。
- (3) 事例調査について
再エネ電力利用拡大の取組誘導に向けた他事例の調査に際し、検討にあたり有効な事例を調査するための工夫や調査手法について提案すること。
- (4) 支援・誘導策の検討について
再エネ電力利用拡大に向けた実現可能な支援・誘導策の検討に際し、重視する点や検討の手法について提案すること。
- (5) 本業務のスケジュール案と業務遂行体制について
本業務を実施するにあたり、業務期間内の検討ステップ等を例示の上、円滑に業務遂行が可能である業務スケジュールの案を提案すること。
- (6) 独自提案事項
本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案すること。

9 申込方法

- (1) 提出書類
正本は、以下のア～カの構成で一式とし、1部提出すること。(提出にあたっては、一式を左肩一箇所でもチキス留めすること。)
副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10部提出すること。(提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと。)
なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

ア 参加意向申出書(A4判、1枚、様式1)

イ 業務従事者一覧(A4判、片面印刷、必要枚数、様式2)

ウ 類似・関連業務等実績一覧(A4判、片面印刷、必要枚数、様式3)

エ 業務体制の概要および実施方法・スケジュール

(A4判、片面印刷、必要枚数、様式4)

オ 企画提案書(A3判横づかい、片面印刷、2枚以内、様式自由)

カ 業務費内訳書(積算書)(A4判縦づかい、片面印刷、必要枚数、様式自由)

(ア) 内訳として、「①直接人件費」、「②直接経費」、「③一般管理費」、「④消費税および地方消費税」の4項目を記載すること。

(イ) ①、②、③の合計額に対して④を算出すること。

(ウ) ①の内訳として、前述の「3 業務内容」で定める(1)～(4)の5項目について、それぞれ直接人件費を記載すること。

(2) 提出方法および提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。

〒060-8611 北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 (5階南側)

(3) 提出期限

令和5年6月27日(火)12:00【必着】

(4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html>

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

(ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社(者)の協力が予定されている場合についても記載すること。

(ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者を明記すること。

(エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには（○）を付けること。

イ 類似・関連業務等実績一覧について

本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について、差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載しても良い。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ 企画提案書について

(ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(6) 参考資料

ア 都心エネルギーマスタープラン

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/toshin-energy/energyplan.html>

イ 都心エネルギーアクションプラン

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/toshin-energy/energyplan.html>

ウ 令和4年度都心エネルギープラン推進業務成果品

貸与する（貸与場所：札幌市役所本庁舎 5階南側 都心まちづくり推進室事務室）

(7) その他参考情報

ア 道内自治体との連携による再エネ電力導入事業

https://www.city.sapporo.jp/kankyo/energy/dounairenkei/r4_proposal.html

イ さっぽろ連携中枢都市圏

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/renkeichusu/renkeichusutoshiken.html>

10 質問および回答方法

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式5）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室宛にFAX又は電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは「令和5年度札幌都心における再生可能エネルギー電力導入拡大手法検討業務 質問書」とし、令和5年6月22日（木）12:00まで受け付け

るものとする。

送付先電子メールアドレス：ki.downtown@city.sapporo.jp

(2) 質問に対する回答

質問者には随時回答するとともに、企画提案をいただくうえで広く周知した方が良く判断されるものは、質問者の名を伏せてホームページで公表する。なお、意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがある。

11 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「令和5年度 札幌都心における再生可能エネルギー電力導入拡大手法検討業務」企画競争実施委員会（以下、『実施委員会』と言う。）において、後述「**12 評価基準**」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 一次審査（書類審査）

ア 提出書類による書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い3件程度とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。

エ 応募件数が3件程度以下の場合は一次審査を省略する。この場合は、企画提案者全員に別途連絡する。なお、応募者が1件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば最も優れた企画提案者として選定する。

(2) 最終審査（ヒアリング）

ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。

イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。

ウ ヒアリングは1社（者）約30分（説明20分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。（一次審査の通過数により、1社（者）あたりのヒアリング時間は変更となる可能性がある。）

エ ヒアリングの詳細については、別途通知する。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、ヒアリングをリモートで実施する可能性があるため、留意すること。

オ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

(3) 契約の相手方について

- ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。
- イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。
- ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。
- エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

(4) 審査スケジュール（予定）

- ア 一次審査（書類審査） 令和5年7月3日（月）
 - イ 最終審査（ヒアリング） 令和5年7月11日（火）
- ※ 上記スケジュールは変更となる場合がある。

12 評価基準

- (1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と定める。
- (2) 一次審査においては、最低基準点を超えた者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。
- (3) 最終審査においては、一時審査の結果は持ち越さないものとし、最終審査における実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が同点となった場合は、評価の視点(1)～(4)の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。
- (4) 企画提案への参加者が1社(者)となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
(1) 本業務に取り組む上での視点等について	
本業務に取り組む上での全体的な視点が、本市都心の特徴および本市の施策等を踏まえ、本業務の目的達成に向け適切なものとなっているか。	25

(2) 再エネ電力利用拡大に向けた課題の把握・分析について	
再エネ電力利用の拡大に向けた課題の把握・分析に際し、その手法が適切なものとなっているか。	15
(3) 事例調査について	
再エネ電力利用拡大の取組誘導に向けた他事例の調査に際し、検討にあたり有効な事例を調査するための工夫や調査手法が適切なものとなっているか。	15
(4) 支援・誘導策の検討について	
再エネ電力利用拡大に向けた実現可能な支援・誘導策の検討に際し、重視する点や検討の手法が適切なものとなっているか。	15
(5) 業務全体について	
1. 業務の実施に無理がない適切なスケジュールとなっているか。	10
2. 過去の類似・関連業務実績が、業務全体を円滑に進められると判断できる十分なものであるか。また、業務全体を円滑に進められる執行体制の提案となっているか。	10
3. 独自提案が、業務の目的を達成するにあたり、独自性があり有効な提案となっているか。	10
合計	100

13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員および市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領および各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者および提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。

- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製を含む。)
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出および追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製の作成を含む。)
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権および業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人および企業情報等の全てについて、本市および当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供又は情報を漏らすことを禁ずる。

15 問い合わせ先

〒060 - 8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 (札幌市役所 5 階)

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課

担当：曾根、菅原 TEL：011-211-2692 FAX：011-218-5112